

# 8 MOX燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）は、昭和60年4月18日付けで締結した原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書（以下「現協定書」という。）の趣旨を踏まえ、丙が甲及び乙に協力要請をしたMOX燃料加工施設の立地に関し電気事業連合会（以下「丁」という。）の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

## （基本的事項）

第1条 甲及び乙は、丙がMOX燃料加工施設を青森県上北郡六ヶ所村のむつ小川原開発地区内に立地することに關し協力するものとし、丙は、甲及び乙が推進する地域振興対策に協力するものとする。

2 丙は、甲及び乙がMOX燃料加工施設の立地が国のエネルギー政策、原子力政策に沿う重要な事業であるとの認識のもとに、同施設の安全確保を第一義に、現協定書に規定するサイクル三施設（以下「サイクル三施設」という。）とともに地域振興に寄与することを前提としたその立地協力要請を受託したものであることを確認し、同施設の建設及び管理運営並びに前項の地域振興対策への協力に当たっては、甲及び乙の意向を最大限に尊重するものとする。

## （事業構想の実現）

第2条 丙は、甲及び乙に提出した「MOX燃料工場の概要」に示されている事業構想を確実に実現するものとする。

## （立地環境調査の実施）

第3条 丙は、MOX燃料加工施設の立地に当たっては、必要かつ十分な立地環境調査を実施するものとする。

## （安全対策）

第4条 丙は、MOX燃料加工施設の安全を確保するため、丙が甲の委嘱した専門家に示した品質保証体制の確立を含む主要な安全対策を確実に履行するほか、国内外におけるMOX燃料加工施設についての運転経験、技術開発等から得られる最良の技術を採用し、MOX燃料加工施設の設計、建設及び管理運営に万全を期するものとする。

## （安全協定等の締結）

第5条 丙は、甲及び乙の求めに応じ、MOX燃料加工施設周辺の安全を確保し、地域の生活環境を保全するため、必要な協定を締結するものとする。

## （広報）

第6条 丙は、MOX燃料加工施設の安全性等について住民の理解を深めるため、丁の協力のもとに、長期継続的な広報活動の充実強化に務めるものとする。

## （事故、風評による被害対策）

第7条 丙は、万一原子力損害が発生した場合は、原子力損害の賠償に関する法律等に基づき厳

正適切に対処するものとする。

- 2 丙は、甲及び乙と協議の上、風評による被害が生じた場合に備え、必要な措置を講ずるものとする。

(地域振興)

第8条 丙は、地域の振興に寄与するため、丁の協力のもとに、現協定書第8条に規定する地域振興施策について、サイクル三施設とともに一体的な推進に努めるものとする。

(資料等の提供)

第9条 丙は、安全確保対策、地域振興対策等のために必要とする事項について、資料、情報等の提供を甲又は乙が求めた場合には、これに協力するものとする。

(立会人)

第10条 丁は、サイクル三施設の立地協力要請を行った経緯及び丙がMOX燃料加工施設の立地協力要請を行った経緯に鑑み、MOX燃料加工施設の事業構想が確実に実現されるよう丙の指導、助言に当たるものとする。

- 2 丁は、前項に定めるもののほか、本協定及び本協定に基づく覚書の履行について、丙の指導、助言に当たるものとする。

(覚書)

第11条 この協定の施行に関し、必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に覚書で定めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関し疑義が生じたとき、この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年4月19日

甲 青森市長島一丁目1番1号  
青森県知事 三 村 申 吾  
乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾鮫字野附475番地  
六ヶ所村長 古 川 健 治  
丙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾鮫字沖付4番地108  
日本原燃株式会社  
代表取締役社長 児 島 伊佐美  
丁 立会人 東京都千代田区大手町一丁目9番4号  
電気事業連合会  
会 長 勝 俣 恒 久